

只木ゼミ前期第 11 問検察レジюме(反対尋問)

文責:2 班

1. 弁護側は「Ⅱ. 学説の検討」において A 説を採用しているが、その積極的採用理由は何か。
2. 「Ⅱ. 学説の検討」1 ページ 23 行目の「最終的な意思決定」とは何か。その具体的内容を弁護側はどのように考えているのか。
3. 「Ⅱ. 学説の検討」1 ページ 28 行目以下について、弁護側は共謀共同正犯について条文上の根拠がないとしている。しかしながら、共謀共同正犯は、完全に新しい罪を創出しているわけではなく、刑法 60 条を解釈して認められるものであるから、根拠条文は存在しており、弁護側がそれでも罪刑法定主義に反すると言う具体的理由は何か。
4. 弁護側は「Ⅱ. 学説の検討」2 ページ 2 行目における「正犯意思」とは何であると考えているのか。